

250万円を相続し、土地及び建物につき2分の1、4分の1、4分の1の持分割合で共有することとなる。

2 本件ケースの検討

1. 本件ケースで生じ得る問題

本件ケースでは、B、C及びDの間において平成25年4月1日にCがAの全ての財産を相続するという内容で遺産分割の協議が成立している。

この点、積極財産については、法定相続分に従わない分割協議も、錯誤等によるものでなければ有効である。したがって、Cは、遺産分割協議に従って、土地及び建物の全て並びに預金債権800万円を承継することとなる。

他方、消極財産については、被相続人の負担していた消極財産たる金銭債務は、相続開始と同時に共同相続人にその相続分に応じて当然に分割承

継されるものであるから、遺産分割の対象となる相続財産からは除外されると解されている(注6)。

したがって、X銀行に対する貸金返還債務については、遺産分割協議の効力は及ばず、妻B、子C及びDは、それぞれ500万円、250万円、250万円を負うこととなり、X銀行としては、妻Bから500万円、子C及びDからそれぞれ250万円を回収することとなる。

もつとも、仮に妻B及び子Dが無資力の場合、X銀行としては、B及びDの債務合計額である750万円については回収が見込めないこととなる。

すなわち、債権者からすれば、共同相続人が債務の承継額が少くない相続人に全財産を取得させる内容の遺産分割協議をした場合、相続によって融資債権の回収が著しく困難となるのである。

そのような内容の遺産分割協議がない場合であっても、例えば、Dが相続した積極財産以外に資力がないにもかかわらず、相続直後に預金200万円を費消したり、土地及び建物についての持分を譲渡した場合、相続がなければX銀行は、資産1800万円を有するAから債権1000万円を回収できる見込みがあったにもかかわらず、相続の開始によって、Dからの回収は困難となる結果、B及びCから計750万円しか回収できないということである。

そこで、債権者としては、このような事態を避けるために、如何なる手段が取り得るか検討が必要となる。

(2) 詐害行為取消権の行使

次に、詐害行為取消権(民法424条)の行使が考えられる。遺産分割の結果、共同相続人のうち一部の相続人の取得する財産が特に少額であり、それによりその相続人からの債権回収に支障が生じると思われる場合には、そのような内容の遺産分割協議は「債権者を害することを知つてした法律行為」として、遺産分割協議を取消す余地がある(注7)。

ただし、個人ローン関係の約定書の中には、「相続の発生」を期限の利益喪失事由としているものもみられることから、金融機関の実務においては検討されるべき手段ではあろう。

本件ケースでは、相続人らの遺産分割協議は、B及びDが一切の積極財産をC一人に帰属させるものであるところ、B及びDに相続財産以外にめぼしい資産がなくX銀行への相続債務を事実上免れる目的をもって遺産分割協議を行ったとの事情がある場合には「債権者を害することを知つてした法律行為」と推認すること

2 債権者が取り得る手段

(1) 預金との相殺

本件ケースにおいては、生前AはX銀行に対して800万円の預金債権を有していたため、X銀行としては、貸金債権と当該預金債権を対当額において相殺することが、まず、検討される。

すなわち、前述のとおり、預金は遺産分割協議の成立を待つまでもなく相続開始と同時に各相続人に法定相続分に応じて分割帰属するとされており、他方で、金銭債務についても相続開始と同時に各相続人に法定相続分に応じて分割して帰属するので、遺産分割協議により、Cが預金を含むすべての積極財産を取得してしまう前に、各相続人に対して相殺の意思表示をすることにより預金債権の額である800万円の限度で相殺して

も十分可能であり、X銀行としても遺産分割協議を取り消し得る。そして、遺産分割協議が取消された場合、B、Dが返還を受けた相続財産を原資としてそれぞれが相続した貸金債務の返還をするよう請求することができるようにするのである。

(3) 債務引受け

さらに、実践的な対応としては、積極財産をすべて承継した相続人など弁済能力の高い相続人において、他の相続人に分割して帰属した債務を引受けさせるという方法が考えられる。この債務引受けには免責的債務引受と併存的債務引受の2種類がある。以下、それぞれに分けて検討する。

なお、債務引受けによる方法は、いずれにしても、X銀行としては弁済能力のある相続人に、その他の相続人の債務を引受けってもらうよう交渉す

ることが必要となることから、相続人の協力を得なければ取りえない手段であることには留意が必要である。

① 免責的債務引受

免責的債務引受とは、引受人だけが債務者になることにより、従来の債務者は債務負担を免れるという契約である。この契約は、債権者と引受人間の二当事者による契約によっても有効であるが、利害関係のない第三者の弁済(民法474条2項)に準じて、債務者の意思に反しては行えないとされている。

本件ケースにおいて、X銀行とCとの免責的債務引受契約によってCがB及びDの債務を引受けると、Cのみが1000万円の債務を負担し、B及びDはその債務を免れることとなる。B及びDは債務を免れという利益を得るだけであるから、通常、その意思に反するということは考えに